

秀明大学 障がい学生修学支援連絡協議会規程

(支援連絡協議会)

第 1 条 障がい学生の修学支援を全学的に平等に普及させ、円滑な支援を図るため、障がい学生修学支援連絡協議会（以下、「支援連絡協議会」と称する）を置く。

(協議決定事項)

第 2 条 支援連絡協議会は、学部長会で決定された障がい学生修学支援の基本方針に基づき、次の事項を協議決定する。

- (1) 入試説明会、入学試験など入学までの特別措置に関する相談・対応
- (2) 入学後の履修相談、授業における配慮
- (3) 学生生活への対応
- (4) 就職活動に伴う相談
- (5) 当該学生への対応・学内連絡調整方法
- (6) 学生及び教職員への啓発（研修会、講演会の実施）

2 具体的な支援の内容は「障がい学生修学支援ガイドライン」に定める。

(構成)

第 3 条 支援連絡協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 事務局長
- (3) 各学部長
- (4) 学生部長
- (5) 教務部長
- (6) 就職部長
- (7) 入試部長
- (8) 寮監長
- (9) 修学支援担当職員（教務課、学生課各 1 名）
- (10) 臨床心理士等の資格を有する教職員

2 議長が必要と認めるときは、他の者を出席させることができる。

(召集)

第 4 条 支援連絡協議会は、学長が召集し、その議長となる。

2 議長が支援連絡協議会に出席できない場合は、学生部長が議長となる。

(改廃)

第 5 条 この規程に関する事務所管は、学生課とする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。